

校内除雪業務委託契約書（案）

委託者 新潟県（以下「甲」という。）と、受託者（以下「乙」という。）
とは、新潟県立上越総合技術高等学校における除雪業務の委託について次の条項により委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は乙に対し、新潟県立上越総合技術高等学校校内除雪作業を委託し、乙はこれを受託する。

2 除雪の範囲は、別紙図面に示す区域とする。

3 除雪は、新潟県立上越総合技術高等学校校内除雪業務委託仕様書によるものとし、その要否の判断は乙が行うこととする。その他に甲が通知した場合は、その指示内容により行うものとする。

（委託期間）

第2条 業務の委託期間は、契約締結の日から令和9年3月29日までとする。

（委託料等）

第3条 委託料は、次表に掲げる委託料単価に業務に要した実稼働時間（甲の確認した時間）を乗じて算出した額に100分の10を乗じて得た消費税及び地方消費税の額を加算した額とする。なお、固定費は次表に掲げる額に100分の10を乗じて得た消費税を加算した額とする。

機械名	規格	1時間当たり委託料単価		固定費 (1シーズン)
		8:00～17:00	17:00～8:00	
タイヤショベル	バケット m ³	円	円	円

（業務の報告）

第4条 乙は、除雪作業を実施した日ごとに除雪作業日報を作成して、甲に1部提出するものとする。甲は、その内容を審査し履行を確認する。

（損害の負担）

第5条 除雪作業中、甲の施設、機械器具類その他の物品を破損せしめ、その原因が明らかに乙の作業上に起因する場合は、乙において一切の損害賠償責任を負う。

（委託料等の支払）

第6条 乙は、委託料については1ヵ月分をまとめて翌月、甲に請求するものとし、固定費にかかる部分は1シーズン分を契約期間月数で除した金額を翌月、甲に請求するものとする。

2 1ヵ月毎の実稼働延べ時間(第4条により甲の確認した時間)に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数が30分未満のときは切り捨てるものとし、30分以上1時間未満のときは

1 時間とする。

- 3 甲は、前項の規定による適正な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に代金を支払わなければならない。

(権利・義務の譲渡等)

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利・義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(第三者等への損害)

第8条 乙が、この除雪作業により、第三者に損害を及ぼした場合の補償については、全て乙において負担するものとし、乙の管理にかかる人身及び機械の損害についても同様とする。

- 2 乙は、前項により第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

第9条 甲及び乙は、相手方がこの契約に違反した場合は、是正を書面により催告し、その期間内に違反が是正されなかったときは、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙の履行が不完全だと認めたときは、その履行を書面により催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

- 3 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙又は乙の作業員が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (2) 正当な理由により乙が甲に対し契約の解除を申し出たとき。この場合において、乙は、解除予定日の1か月前までに申し出なければならない。
- (3) 甲の委託方針が変更されたとき。
- (4) その他、前各号に準ずる事態が生じたとき。

- 4 甲は、前項第1号の事由による場合は、催告することなく、直ちに、この契約を解除することができる。

- 5 甲は、前各項の規定により契約を解除する場合において、乙に損害が生じたとしても、損害賠償の責めを負わないものとする。

第10条 甲は、前条に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに、この契約を解除することができる。

- (1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

- (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合において、乙に損害が生じたとしても、甲は損害賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

- 第11条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。
- 2 乙は、前項によるほか、乙の故意又は過失により、甲に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償する責任を負うものとする。
- 3 乙は、業務の実施にあたり甲の責めによる以外の理由により第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負うものとする。

(その他)

- 第12条 期間中、乙は努めて危険防止に留意し、甲は乙の作業が円滑に行なわれるよう協力する。

(疑義等の決定)

- 第13条 この契約に疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 (委託者)
新潟県上越市本城町3-1
新潟県
新潟県立上越総合技術高等学校長
中原 丈二

乙 (受託者)